水道法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月27日

岩手県知事　達　増　拓　也

岩手県規則第16号

水道法施行細則の一部を改正する規則

水道法施行細則（平成12年岩手県規則第67号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（専用水道の水道技術管理者の資格） 第20条　条例第２条第１項第２号の規則で定める者は、次のとおりとする。 （１）　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （２）　学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （３）　学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、５年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （４）　学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （５）　第１号又は第２号に規定する学科目又は課程を修めて卒業した者であって、学校教育法による大学院の研究科において１年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第１号に規定する学科目又は課程を修めて卒業した者については１年以上、第２号に規定する学科目を修めて卒業した者については２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するも	（専用水道の水道技術管理者の資格） 第20条　条例第２条第１項第４号の規則で定める者は、次のとおりとする。

の	
（６） 第１号、第３号及び第４号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、第１号に規定する学校を卒業した者については５年以上、第３号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。）については７年以上、第４号に規定する学校を卒業した者については９年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	（１） 条例第２条第１項第１号に規定する大学（以下「大学」という。）、同号に規定する短期大学等（以下「短期大学等」という。）又は同号に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法（昭和22年法律第26号）による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、大学を卒業した者については５年以上、短期大学等を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）については７年以上、高等学校等を卒業した者については９年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
（７） 外国の学校において、第１号若しくは第２号に規定する学科目若しくは課程又は第３号若しくは第４号に規定する課程に相当する課程若しくは学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、水道に関する技術上の実務にそれぞれ当該各号に規定する年数従事した経験を有する者	（２） 外国の学校において、条例第２条第１項第１号若しくは第２号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する学校を卒業した者ごとに規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
（８） 外国の学校において、条例第２条第１項第１号に規定する学科目又は第６号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、水道に関する技術上の実務にそれぞれ当該各号に規定する学科目を修めて卒業した者ごとに規定する年数従事した経験を有する者	
（９） ［略］	（３） ［略］
(10) ［略］	（４） ［略］
(11) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	（５） 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
２ １日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前項第１号中「２年以上」とあるのは「１年以上」と、同項第２号中「３年以上」とあるのは「１年６箇月以上」と、同項第３号中「５年以上」とあるのは「２年６箇月以上」と、同項第４号中「７年以上」とあるのは「３年６箇月以上」と、同項第５号中「者については１年以上」とあるのは「者については６箇月以上」と、「２年以上」とあるのは「１年以上」と、同項第６号中「５年以上」とあるのは「２年６箇月以上」と、「７年以上」とあるのは「３年６箇月以上」と、「９年以上」とあるのは「４年６箇月以上」と	２ １日最大給水量が10,000立方メートル以下である専用水道については、前項第１号中「５年以上」とあるのは「２年６月以上」と、「７年以上」とあるのは「３年６月以上」と、「９年以上」とあるのは「４年６月以上」と、同項第２号中「年数」とあるのは「年数の２分の１」と、同項第３号中「１年以上」とあるのは「６月以上」と、同項第５号中「３年以上」とあるのは「１年６月以上」とする。

<table>
<tr>
<td>
、同項第７号及び第８号中「年数」とあるのは「年数の２分の１」と、同項第９号中「１年以上」とあるのは「６箇月以上」と、同項第11号中「10年以上」とあるのは「５年以上」とする。
様式第８号（第８条関係）
［略］
<table>
<tr><td rowspan="3">水質検査</td><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td>水質試験結果</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
</table>
注　水質試験成績書の写しを添付してください。
［略］
</td>
<td>
様式第８号（第８条関係）
［略］
<table>
<tr><td rowspan="3">水質検査</td><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td>水質検査結果</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
</table>
注　水質検査成績書の写しを添付してください。
［略］
</td>
</tr>
<tr><td colspan="2">備考　改正部分は、下線の部分である。</td></tr>
</table>

附　則

1　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

2　この規則による改正後の水道法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する届について適用し、同日前に提出した届については、なお従前の例による。